



平成27年4月14日

各 位

会社名 キャリアリンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 成澤 素明
(コード番号：6070 東証一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 管理本部長 平松 武洋
兼総合企画部長兼管理部長
(TEL. 03-6311-7321)

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日（平成27年4月14日）開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を平成27年5月28日開催予定の当社第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの導入の目的

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、取締役が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社取締役の報酬額は、平成20年5月29日開催の当社第12期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、取締役報酬制度の見直しにより、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円の範囲内で割り当てるものであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）新株予約権1個当たり100株とする。

なお、当社第19期定時株主総会での本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、

株式分割の記載につき同じ。)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は50,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を500個とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上